

現状分析

障害者の雇用については、平成15年度の就職件数が過去最高を記録し、解雇件数も前年度比34%減となるなど良好な動きもあるが、法定雇用率未達成企業が57.5%、有効求職者数も15万人を超えるなど、依然として厳しい状況にある。このため、障害者の雇用機会の確保と促進のための取組を進める必要性は依然として高いものである。

〈参考指標〉公共職業安定所に届け出のあった解雇者数の推移

	H11	H12	H13	H14	H15
解雇者数 (人)	2,425	2,517	4,017	2,962	1,944

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

実績目標1について

事業主に対し、障害者雇用に関する理解を深めてもらうとともに、障害者雇用に取り組むきっかけを作ることができる障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）は、障害者の就職促進の手段として有効であり、平成15年度にトライアル雇用を開始した3,162人（前年度比19%増）のうち、同期間にトライアル雇用を終了した2,566人の約8割に当たる2,081人の障害者の常用雇用を実現した。

また、平成14年度から実施された職場適応援助者（ジョブコーチ）事業については、知的障害者、精神障害者等の職場での適応を容易にできることから障害者の職場定着の手段として有効であり、支援修了後1ヶ月後の定着率が83.8%と平成14年度を4.4%ポイント上回り、着実に成果をあげている。

同様に平成14年度から実施された障害者就業・生活支援センター事業については、地域の関係機関とネットワークを形成し、就業面での相談にとどまらず、日常生活上の相談等を一体的に行うことができることから、障害者の就業促進の手段として有効であり、平成15年度は5,888名の対象者に対して延べ134,629件の相談を行い、うち求職中の者の60.7%が就職するなど、前年度に比べ各実績は大幅に伸び、着実な成果をあげている。

このような取組を通じ、平成15年度の就職件数は32,885件と前年度を大幅に上回り、過去最高の就職件数となるなど、障害者雇用の着実な推進が図られている。

実績目標2について

障害者雇用率制度は、事業主の社会連帯の理念に基づき、各事業主が平等に身体障害者又は知的障害者を雇用している状態（法定雇用率を達成していること）を実現するため、障害者の雇い入れの促進等に有効な手段である。

ただし、依然として厳しい障害者の雇用情勢を反映し、法定雇用率未達成企業の割合は57.5%と前年と同水準となり、平成15年6月1日現在の実雇用率も対前年度比0.01%ポイント増の1.48%にとどまっている。このような状況を踏まえ、基準を強化した法定雇用率達成指導により、雇入れ計画作成命令は対前年度比1.22倍の374件、適正実施勧告は対前年度比2.1倍の42件を発出するなど、厳しい雇用状況に対

応して雇用率達成指導も厳正に実施しているところである。

こうした取組等が、平成15年度の就職件数の増加にもつながっており、一定の効果があったものと認識している。

実績目標3について

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、健常者の雇用と比べると経済的負担を伴うため、障害者を実際に雇用するにあたりかかる経済的負担を軽減することができる障害者雇用納付金制度は、障害者の働く場の整備を図るために有効な手段である。

厳しい雇用情勢の中で、調整金については、支給決定件数は支給決定金額とともに前年度と比べ同程度となっており、障害者の雇用の安定・促進に有効に機能している。一方報奨金については、中小企業における経営環境の悪化が続く中、平成15エンドの支給決定件数は前年比6.2%の減、支給決定金額も6.7%の減となっている。しかしながらこの報奨金によって約1万9千人の法定雇用率を超えた障害者の雇用（調整金については約1万3千人）に寄与していると考えられ、経済負担の調整として有効に機能していると考えられる。

雇用納付金制度に基づく助成金は、平成15年度は支給決定件数が11,526件（速報値）、支給決定金額が4,623百万円（速報値）となっており、現行制度となった平成10年度と比較して支給決定件数で約9.8倍、支給決定金額で2.5倍の伸びを示している。また、障害者雇用継続事業に基づく助成金は支給決定件数が972件、支給決定金額が235百万円と平成10年度と比較して支給決定件数で約1.6倍、支給決定金額で1.3倍の伸びを示しており、これらの助成金は障害者雇用における事業主の経済的負担を軽減し、障害者雇用の促進と維持に有効な手段であると考えられるが、更に有効に活用されるよう、制度の周知等に努める必要がある。

政策手段の効率性の評価

実績目標1について

求職者の就業ニーズが依然として高い中、就職件数が対前年度比で16%と大幅に増加するなどの実績を上げたことは、公共職業安定所における職業相談・職業紹介が効率的に実施されるとともに、職場適応援助者（ジョブコーチ）事業による職場適応のための専門的な支援、障害者就業・生活支援センターによる就業及び日常生活に係る一体的な相談等の支援など、資源を有効に活用した効率的な施策の実施が図られたためであると考える。

また、障害者試行雇用事業においては、1人当たり月額5万円（支給期間は3ヶ月を限度）と低い投入コストにもかかわらず、約8割の常用雇用への移行が達成されたことから、効率的な手段であると考える。

実績目標2について

雇用率の達成のため、未達成の企業等については、計画作成命令の発出、適正実施勧告等、段階において指導を行っており、対象企業等の指導への対応状況に応じた効率的な手段であると考える。

実績目標3について

障害者雇用納付金制度及び障害者雇用継続事業に基づく助成金については、事業主

に対して一定の助成を行うことにより、障害者の就業環境の改善等に取り組むことを促進できるため、効率的な手段と考える。

総合的な評価

平成15年度においては、障害者の厳しい雇用状況が続く中で、各施策を着実に推進した結果、就職件数が大幅に増加し過去最高となるなど、障害者の就職の促進に着実な実績を残したものと認識しており、障害者の雇用の促進という施策目標をほぼ達成したと考える。

なお、障害者試行雇用事業については、平成16年度における具体的な目標を掲げたところであり、目標達成に向け着実に事業を推進していく。

評価結果分類	分析分類
(2)	(2)

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（平成16年6月3日閣議決定）において「障害者の雇用・就業、自立を支援するため、在宅就労や地域における就労の支援、精神障害者の雇用促進、地域生活支援のためのハード・ソフトを含めた基盤整備等の施策について法的整備を含め充実強化を図る。」とされている。

「経済活性化のための改革工程表」（平成16年3月11日経済財政諮問会議）において「今後の課題・制度改革により目指す姿」として、障害者雇用対策については、「障害者基本計画」、「障害者雇用対策基本方針」等を踏まえ、障害者の能力、特性に応じた雇用の場の拡大を図るとともに、精神障害者を障害者雇用率制度の対象とするための検討、在宅就業による障害者の就業機会拡大についての施策を推進する。また、障害の重度化・多様化及び雇用・就業を希望する障害者の大幅な増加に対応し、職業訓練機会を拡充する。」とされている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）において「障害者の雇用・就業を促進するため、トライアル雇用、能力開発、在宅就業の支援等を進める。」とされている。

「障害者基本計画」（平成14年12月24日閣議決定）において「雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。」とされており、障害者雇用率制度の運用や助成金、トライアル雇用をはじめとする各種事業の活用等により、障害者雇用の促進を図ることとしている。

平成15年3月27日告示の「障害者雇用対策基本方針」においては、「障害者基本計画」「重点施策実施5か年計画」の策定を踏まえ、障害者雇用率の厳正な運用等、各般の障害者雇用施策の推進により障害者雇用を促進する旨記載されている。

「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）

においては、「トライアル雇用、職場適応援助者（ジョブコーチ）、各種助成金等の活用、職業訓練の実施などにより平成19年度までにハローワークの年間障害者就職件数を30,000人に、平成20年度の障害者雇用実態調査において雇用障害者数を600,000人することを目指す。」とされている。

「改革加速プログラム」（平成14年12月12日経済対策閣僚会議）において「高齢者、障害者、母子家庭の母に対する就業支援等を行う」とされている。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（平成14年6月25日閣議決定）において「障害者等がそれぞれの能力を発揮して然るべき報酬がもらえる仕組みの検討」をすることとされている。

「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日に閣議決定）において、日本障害者雇用促進協会の助成金につき講すべき措置として、「国が明確な政策目標を定め、併せて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置を終了することを明記する。さらに、事後評価を行い、その評価結果を踏まえて助成の在り方を適宜見直すこと」とされている。当該結果を踏まえ、障害者雇用納付金に基づく助成金及び障害者雇用継続事業に基づく助成金については、本施策目標が達成された場合には、終了するものとする。

③総務省による行政評価・監視等の状況

平成15年4月の総務省「障害者の就業等に関する政策評価書」においては、養護学校の高等部及び公共職業安定所等労働関係機関は、生徒の就業支援及び就業した卒業者の職場適応・定着支援に関して連携協力を図り、生徒・卒業者に対して総合的な指導・支援を行うこと、養護学校の高等部は、現場実習をより積極的に実施することが就業の促進及び職業生活への適応・定着に効果的であると指摘されている。

「認可法人等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」（平成14年8月、総務省行政評価局）においては、「～厚生労働省は日本障害者雇用促進協会の障害者雇用納付金事業について、利益剰余金の有効な活用や事業の安定的な運営を図る観点から、日本障害者雇用促進協会に対して障害者雇用の責務等の達成の理解を得るために事業主への周知、啓発等を積極的に実施するよう指導するとともに、納付金を一層障害者雇用の促進を図ることに活用するよう検討する必要がある」とされている。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月15日衆議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等について、政策評価を適切に行い、今後とも必要な見直しを行うよう努めるとともに、中小企業の利用に配慮しつつ、不正受給の防止に万全を期すこと」とされている。

「雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年4月24日参議院厚生労働委員会）において「雇用保険三事業の各種給付金等については、政策評価を適切に行い、真に失業予防や再就職の促進に有用であると認められるものを実施するよう、不斷の見直しを行うとともに、中小企業の利用促進に配慮しつつ、不正受給の防止にも万全を期すこと」とされている。

「独立行政法人労働者健康福祉機構法案、独立行政法人福祉医療機構法案、独立

行政法人労働政策研究・研修機構法案、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、独立行政法人雇用・能力開発機構法案及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案に対する附帯決議」（平成14年12月5日参議院厚生労働委員会）において「～また、障害者雇用納付金制度については、障害者の実質的な雇用に結び付くよう、積立金の有効な活用を図ること。」とされている。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成14年4月23日参議院厚生労働委員会）において「雇用率制度の厳正な運用を図るため、企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化するとともに、必要な体制整備に努めること。」、「障害者のトライアル雇用を実施する障害者雇用機会創出事業については、その実績にかんがみ、十分な運用が可能となるよう配慮すること。」とされている。

「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成14年4月10日衆議院厚生労働委員会）において「企業名及びその雇用率の公表を前提とした指導を強化して雇用率制度の厳正な運用を図るとともに、そのための体制整備に努めること。」とされている。

「障害者基本法の一部を改正する法律の附帯決議」（平成16年5月28日参議院厚生労働委員会）において、「障害者の雇用・就業、自立を支援するため、障害者の地域における作業活動の場の育成等を推進するとともに、併せて精神障害者の雇用率の適用・復職支援、在宅就労支援を積極的に推進するため、これらについて法的整備を含め充実強化を図ること。」とされている。

⑤会計検査院による指摘

なし